

令和2年度第11回政策会議概要

- 1 開催日時：令和3年2月9日（火）9:15～9:35
- 2 開催場所：プレゼンテーションルーム
- 3 議事概要：以下のとおり
（●議題提出部局説明・回答、☆意見・質問）

議題1 性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（案）について

●岡村環境生活部長

性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例（案）については、パブリックコメントや市町への意見照会、外部有識者による検討会議を経て最終案を取りまとめ、1月15日及び26日の環境生活農林水産常任委員会で議論をいただいた。本条例案は、2月定例会会議において議案上程する。条例案の内容については、事務局から説明する。

●阪課長【ダイバーシティ社会推進課】（資料1に基づき説明）

条例全体を通して、個人や人権は尊重する、性の多様性や多様な生き方は認め合うという整理をし、条例の名称を「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」とした。

条例の特徴として、「ダイバーシティ社会をめざす県として取り組むこと」、「社会の共通理解を広げ、社会全体で取り組むこと」、「総合的な環境づくりに努めること」がある。

今定例会会議で議案を上程し、審議の結果、お認めいただければ3月に条例公布、4月に条例施行というスケジュールで進めていく。

（質疑等なし）

議題2 第3次三重県男女共同参画基本計画（案）について

●岡村環境生活部長

第3次三重県男女共同参画基本計画（案）の策定について、令和2年5月に三重県男女共同参画審議会に諮問し、ご審議いただいた結果を本年1月に答申いただいたところである。本計画案は、2月定例会会議において議案上程する。計画の内容については、事務局から説明する。

●阪課長【ダイバーシティ社会推進課】（資料2-1、2-2に基づき説明）

本計画案は、現行の「第2次三重県男女共同参画基本計画」が令和2年度で終了することか

ら、社会情勢等の変化や国の「第5次男女共同参画基本計画」をふまえてとりまとめたものである。

計画の期間は令和3年度から令和12年度までの10年間で、一人ひとりが性別に関わらず、対等な立場で共に参画し、責任を分かち合う男女共同参画社会の実現をめざす。計画の推進にあたってはSDGsの考え方、ダイバーシティの視点をふまえ各取組を展開していく。「職業生活における女性活躍の推進」、「男女共同参画を推進するための基盤の整備」、「誰もが安心して暮らせる環境の実現」の3つの基本方向により、施策を推進していく。

基本計画をもとに実施計画を策定し、進行管理を行うとともに、年次報告書を年1回作成し、議会に報告・公表していく。また、三重県男女共同参画審議会において、県の施策の実施状況について評価を行うとともに、知事への提言等を行っていただく。

今定例会議で議案を上程し、審議の結果、お認めいただければ、議決後にホームページ等を通じて公表し、市町等への周知を行っていく。

☆大橋子ども・福祉部長

基本計画と、「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」との関係性をもう一度説明してほしい。

●阪課長

男女共同参画基本計画については、男女共同参画以外にも、女性活躍推進の計画でもあり、今回の「性の多様性を認め合い、誰もが安心して暮らせる三重県づくり条例」の基本計画としても位置づけているところである。

☆鈴木知事

あらゆる性差別は絶対にあってはならないということは、世界の、社会の共通認識である。

各施策や県民の皆さんの暮らしにおいて、この共通認識が浸透していくための重要な条例と計画なので、環境生活部だけでなく、各部局のすべての施策、事業、県民の皆さんとの関わりにおいて重要であるということを、改めてしっかり認識しておいてほしい。

条例についても、パートナーシップ制度は要綱案を出してしっかりと進めていく努力をしていくが、もともとの出発点である、不当な差別的取扱いはいけないことであり、性のあり方にかかわらず多様な生き方を認め合う社会にしていくための重要なものであるということ、各部局で認識しておいてほしい。

以上